

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
警備業法関係	(1)・(2) (略) (3) 警備業法第5条第2項の規定による認定の通知及び同条第3項の規定による不認定の通知 (4) <u>削除</u> (5) 警備業法第7条第1項の規定による <u>認定の有効期間の更新申請の受理</u> (6) 警備業法第7条第2項の規定による <u>認定の有効期間の更新及び同条第3項の規定による更新しない旨の通知</u> (7)・(8) (略) (9) 警備業法第11条第1項及び第3項の規定による変更届出の受理 (10) (略) (11) <u>削除</u> (12) 警備業法第12条の規定による <u>死亡等の届出の受理</u> (13)～(55) (略)	警備業法関係	(1)・(2) (略) (3) 警備業法第5条第2項の規定による認定の通知及び <u>認定証の交付並びに同条第3項の規定による不認定の通知</u> (4) <u>警備業法第5条第5項の規定による認定証の再交付</u> (5) 警備業法第7条第1項の規定による <u>認定証の有効期間の更新申請の受理</u> (6) 警備業法第7条第2項の規定による <u>認定証の有効期間の更新及び同条第3項の規定による更新しない旨の通知</u> (7)・(8) (略) (9) 警備業法第11条第1項及び <u>第4項の規定による変更届出の受理</u> (10) (略) (11) <u>警備業法第11条第3項の規定による認定証の書換え</u> (12) 警備業法第12条の規定による <u>認定証の返納の受理</u> (13)～(55) (略)
(略)		(略)	
探偵業務の適正化に	(1)・(2) (略) (3) <u>削除</u> (4)～(6) (略)	探偵業務の適正化に	(1)・(2) (略) (3) <u>探偵業法第4条第3項の規定による探偵業届出証明書</u> の交付 (4)～(6) (略) (7) <u>探偵業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「探偵業法施行規則」という。）第4条第2項の規定による探偵業届出証明書の再交付</u> (8) <u>探偵業法施行規則第4条第3項又は第4項の規定による探偵業届出証明書</u>

<p>関 する 法 律 関 係</p>		<p>関 する 法 律 関 係</p>	<p><u>の返納の受理</u></p>
(略)		(略)	
<p>道 路 交 通 法 関 係</p>	<p>(1)～(4)の2 (略) <u>(4)の3 道交法第15条の3第1項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に係る届出の受理</u> <u>(4)の4 道交法第15条の3第3項の規定による届出番号等の通知</u> <u>(4)の5 道交法第15条の5第1項の規定による報告等の要求又は立入検査等の実施</u> <u>(4)の6 道交法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示</u> (5)～(35) (略) (36) <u>道交法第74条の3第9項の規定による講習の通知</u> (37)～(41) (略) <u>(41)の2 道交法第75条の12第2項の規定による特定自動運行の許可に係る申請の受理</u> <u>(41)の3 道交法第75条の13第1項の規定による特定自動運行計画の基準適合審査</u> <u>(41)の4 道交法第75条の13第2項の規定による国土交通大臣等の意見の聴取</u> <u>(41)の5 道交法第75条の15第1項の規定による特定自動運行の許可に係る条件の付与</u> <u>(41)の6 道交法第75条の15第2項の規定による特定自動運行の許可に係る条件の変更又は新たな条件の付加</u> <u>(41)の7 道交法第75条の16第3項の規定による特定自動運行計画の軽微な変更の届出の受理</u> <u>(41)の8 道交法第75条の16第4項の規定による特定自動運行を行う者の氏名等の変更の届出の受理</u> <u>(41)の9 道交法第75条の17の規定による特定自動運行の許可の公示</u> <u>(41)の10 道交法第75条の25第1項の規定による報告等の要求又は立入検査等の実施</u> <u>(41)の11 道交法第75条の25第4項の規</u></p>	<p>道 路 交 通 法 関 係</p>	<p>(1)～(4)の2 (略) (5)～(35) (略) (36) <u>道交法第74条の3第8項の規定による講習の通知</u> (37)～(41) (略)</p>

	<p>定による官庁等への照会又は協力の要請</p> <p>(41)の12 <u>道交法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示</u></p> <p>(41)の13 <u>道交法第75条の26第2項の規定による監督行政庁の意見の聴取</u></p> <p>(41)の14 <u>道交法第75条の27第3項の規定による特定自動運行の許可の取消しの公示</u></p> <p>(41)の15 <u>道交法第75条の28第3項の規定による特定自動運行の許可の仮停止に係る報告の受理</u></p> <p>(41)の16 <u>道交法第75条の29の規定による特定自動運行の許可の取消し等の国家公安委員会への報告</u></p> <p>(42)～(140) (略)</p> <p>(140)の2 <u>道交法施行規則第9条の19第1項の規定による特定自動運行の許可証の交付</u></p> <p>(140)の3 <u>道交法施行規則第9条の21第2項の規定による特定自動運行の許可の審査に係る資料の提出の要求</u></p> <p>(140)の4 <u>道交法施行規則第9条の22の規定による都道府県知事等の意見の聴取</u></p> <p>(140)の5 <u>道交法施行規則第9条の23第3項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の通知並びに特定自動運行の許可証の返納の受理及び再交付</u></p> <p>(140)の6 <u>道交法施行規則第9条の25第3項の規定による特定自動運行の許可証の書換え</u></p> <p>(140)の7 <u>道交法施行規則第9条の33の規定による特定自動運行の許可の取消し等の通知</u></p> <p>(140)の8 <u>道交法施行規則第9条の38第1項及び第3項の規定による特定自動運行の許可証の返納の受理</u></p> <p>(140)の9 <u>道交法施行規則第9条の38第4項の規定による特定自動運行の許可証の返納を受理したときの公示</u></p> <p>(141)～(223) (略)</p>		
自動車運転代行	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>運転代行業法第5条第2項の規定による認定の通知</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p>		<p>(42)～(140) (略)</p> <p>(141)～(223) (略)</p>
		自動車運転代行	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>運転代行業法第5条第2項の規定による認定の通知及び認定証の交付</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>運転代行業法第5条第5項の規定による届出の受理及び認定証の再交付</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p>

業 の 業 務 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 関 係	(10) <u>削除</u>	業 の 業 務 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 関 係	(10) <u>運転代行業法第8条第3項の規定 による認定証の書換え</u>
	(11) 運転代行業法第9条第1項及び第 2項の規定による <u>廃業等の届出</u> の受理		(11) 運転代行業法第9条第1項及び第 2項の規定による <u>認定証の返納</u> の受理
	(12)～(20) (略)		(12)～(20) (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。